

（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

第172条 牽引自動車と被牽引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第13条の告示で定める基準は、次項から第5項までに掲げる基準とする。

2 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、第171条第2項第2号及び第7号の基準並びに次の基準に適合しなければならない。

一 第171条第2項又は第3項の自動車に牽引される場合にあっては、同条第2項第9号の基準

二 第171条第5項の自動車に牽引される場合にあっては、同項第9号の基準

3 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで第171条第2項第2号及び第5項第3号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたもの又は保安基準第12条第2項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であって、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあっては、この限りでない。

5 牽引自動車（最高速度25km/h以下のものを除く。）及び被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 第171条第2項又は第3項の自動車に牽引される場合にあっては、同条第2項第8号の基準

二 第171条第4項の自動車に牽引される場合にあっては、同項第4号の基準

三 第171条第5項の自動車に牽引される場合にあっては、同項第4号及び第8号の基準

6 牽引自動車及び被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。

7 牽引自動車（最高速度25km/h以下のものを除く。）及び被牽引自動車の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、第171条第2項第10号の基準に適合しなければならない。